

社会資本整備審議会 建築分科会

第1回 建築環境部会

平成20年9月26日（金）

【事務局】 定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます〇〇課長、〇〇でございます。議事に入りますまでの間、進行をさせていただきます。

まずは、本日はマスコミ等の取材希望がございます。よろしくお願いたします。

それから、部会の議事につきましては、分科会に準じましてプレスを除き、一般には非公開となっております。議事録につきましては、委員のお名前を伏せていただいた形でインターネットなどで公表することといたしておりますので、よろしくご了承お願いたします。

それから、ご発言につきましては、目の前のところにお2人に1つぐらいの割合でマイクがございますので、ご発言のときにトークと書いてございますボタンを押してご発言ください。ご発言後、もう一度押してとめる形でお願いたします。

では、初めに定足数の確認でございますが、本日は委員総数の3分の1以上の委員の方にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会第9条により本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。お手元に資料が積んでございます。ごらんください。まず、一番上に本日の議事次第、資料番号のないものを置いてございます。その次に、同じく資料番号がないものでございますが、座席表を置かせていただいております。その次に資料一覧がございますので、この資料一覧をごらんいただきながら資料のご確認をお願いいたします。

資料1が、建築環境部会の名簿でございます。これは1枚物でございます。その次に資料2が、社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会運営規則（案）でございます。その次に資料3が、省エネルギー判断基準小委員会の設置について（案）でございます。その次に資料4-1が、諮問書でございます。それから、次に資料4-2が、中期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方についてと題した資料でございます。1枚物

でございます。その次に横使い、カラーのものでございまして資料4-3が、社会資本整備審議会建築分科会の諮問というタイトルがついているものでございます。

その後に参考資料が置いてございます。これも横使いの少し厚いものでございますが、参考資料1が住宅・建築物における省エネルギー対策について。次に縦使いでございます。参考資料2、低炭素社会づくり行動計画ポイント。最後に参考資料3、環境モデル都市の選定結果について。

以上でございます。お手元がないものがございましたらおっしゃってください。よろしゅうございましょうか。

では、最初に、本日は本部会の第1回目でございますので、開会に先立ちまして委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。

【事務局】 〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇臨時委員でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇臨時委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇臨時委員でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇臨時委員でございます。

【委員】 〇〇です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇専門委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 芝浦工業大学教授、秋元孝之専門委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇専門委員でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇専門委員でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ○○専門委員でございます。

【委員】 ○○です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ○○専門委員でございます。

【委員】 ○○でございます。

【事務局】 ○○専門委員でございます。

【委員】 ○○です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 なお、○○臨時委員はおくれておいでになると承っております。

また、○○委員、○○臨時委員、○○専門委員、○○専門委員におかれましては、本日はご欠席でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。○○住宅局長でございます。

【住宅局長】 よろしく申し上げます。

【事務局】 ○○大臣官房審議官でございます。

【審議官】 よろしくお願いいいたします。

【事務局】 ○○課長でございます。

【○○課長】 よろしくお願いいいたします。

【事務局】 なお、○○大臣官房審議官は後ほど参加させていただく予定となっております。

では、議事に入ります前に、○○住宅局長よりごあいさつを申し上げます。

【住宅局長】 ○○でございます。本日は忙しい中、ありがとうございます。もらったあいさつを読もうかと思ったのですが、午前中、○○先生と若干話してしまして、いろいろ思うことがあったので、昼間、メモをまとめましたので、今回の検討でお願いしたいことを少し説明したいと思います。

ご案内のとおり、住宅・建築分野というのはCO₂が全体の3分の1を占めるというようなことでございます。加えて、特に伸びが著しいというのが特色でございまして、従来もこの部会の建議等で、ご指導を賜りながら、さきの通常国会で省エネ法の改正をいたしました。今後、施行でございます。中身は、罰則、規制の強化、従来、2,000平米以上のものにつきましては指示、公表まででございましたけれども、これについて命令、罰則を設けた。さらには、対象建築物が従来2,000平米以上でございました。これを300平米まで引き下げる。加えて、設備の世界に見られるようなトップランナー方式を建売分譲住宅、具体的には設備をセットで供給するようなものについて導入して、罰則付きの厳

しい仕組みをつくる。こういったことをしましたし、今年度の予算では省CO₂モデル事業という事業を、50億でございますけれども、準備をさせていただきました、民間のさまざまな省CO₂対策について、先導的なものについて支援を行う、こういったことを進めてまいりました。

今後こういった延長線上で来年度の税制、予算、あるいは融資について、特にストック対策にも重点を置きながら、既にいろいろな要求をしてございますし、強化していきたいと、こう思っています。

一方で、洞爺湖サミットが7月に開かれまして、この中で福田前総理が大きな提唱をしました。続きまして7月28日に低炭素社会づくり行動計画が閣議決定されました。その中で2050年までに全世界で50%削減、そういうことを考えると、先進国である日本は60%から80%の削減を目指すのだと。まだ内訳とか工程表は全くできておりませんが、そういったイメージを出したところでございます。そういった観点から、今回、まさに法改正を行ったばかりでございますけれども、こういった大きな背景を受けて住宅建築分野につきましても中長期的な視点からのご検討を賜りたいと、こういった趣旨が、今回の諮問、また、部会の設置の趣旨でございます。

その際の検討の視点というようなことで、7つありますけれども、まず1番目は、これは当初から考えておりましたが、環境分野における技術革新のスピードというようなことであります。これは新聞を見ると、環境分野の技術に関する記事がないくらい、もう毎日のように新しい技術が発表されていますし、スピードも速い。一方で、中国、インドの猛烈な需要の結果としての原油の価格の高騰、こういった状況もございます。

何を言いたいかというと、こういった技術革新と、こういう既存のエネルギー価格の高騰が多分、従来のエネルギー源ごとのコスト競争力にドラスティックな変更を生じさせるのではないかと。そういう中で、今回、中長期的な視点でございますので、2050年というタームの中で、そういう大きな革新を招くであろう技術の成果をどうこの住宅・建築分野の中でも取り込んでいくか。これが非常に大事な1番目の視点かなと思っています。

2点目の観点でございますけれども、もともと設備のトップランナーという仕組みがございました。これは大きな成果を上げました。今回の改正で住宅についてもトップランナーという仕組みができる。資料の中にも一部入ってございますが、今年の通常国会で、冒頭、環境モデル都市というようなことを前総理が提唱されまして、現在、6つのモデル都市と7つのモデル都市候補というのが選ばれております。言いたいことは、いわゆる設備

から住宅単体へと。この際、都市レベル、都市のトップランナーというような発想が必要なのかなど。具体的には、例えば住宅のソーラー発電で電気自動車に充電していくようなコミュニティを考える。こんなアイデアも示されています。こういった都市レベルの議論をしていく必要があるのではないかと。これが2点目でございます。

3点目は、いわゆる森林吸収源、これを3.8%カウントしているわけですが、これはご案内のようにちゃんと間伐をして、しっかり使っていないことには全く空振りになるわけでございます。したがって、そういう観点から住宅・建築分野でどう国内材を使っていくのか、こういった視点も大事なかなど、こう思っています。

4点目でございますが、従来の住宅・建築分野の政策というのは規制的手法、あるいは個別のインセンティブでありました。しかしながら、現在、ご案内のとおり、キャップ・アンド・トレードとか、あるいはセクター別アプローチ、こういったもう少し広い広がりの中での新しい政策手法についてのさまざまな議論がなされております。そういう意味で言うと、住宅・建築分野についても従来の政策手法に限定することなく、こういう市場全体をにらんだような政策手法に視野を広げて、何が一番有効で効率的か、こういった観点からの議論をぜひしてもらいたいかなど、こう思っております。

5点目でございますが、いわゆる消費者の方々、あるいは消費者を超えて投資家の方々、いわゆるステークホルダー、こういった方々に対してどうやって情報提供をして、こういった問題に対する理解を獲得して、その結果として、いわゆる環境に対して重視をするマーケットをどうつくっていくか。そのことが最終的には個別の規制とかインセンティブ以上に企業の行動をグリーン化する大きな力になるのではないかと。そういった意味で消費者に対する情報提供等をどう進めていくか。その結果としてのマーケットをどうつくっていくか、こういった視点も大事なかなど思っています。

こういった偉そうなことを言ったところで、6点目でございますが、いろいろなことをやっても肝心の現場の工務店さんとか、現場の技術者とか、現場の設計者とか、あるいは設備のエンジニア、こういった方々にこういった情報なり技術がきちんと定着していないと意味がないわけです。私ども住宅局は改正建築基準法の施行で、そういったことに対して想像力が足りなくて大きな混乱を招いたわけでございますから、そういった反省を踏まえて、5点ほど偉そうなことを言いましたから、そういった結果としてさまざまな施策なり技術をきちんと社会に定着化していく。そういったことを同時に考えて進めないと意味がない。これが6点目でございます。

最後になりますが、こういった日本のすぐれた環境技術とか、あるいは環境設備をめぐる蓄積、こういったものをぜひアジア、これは猛烈な勢いで人口も増えていますし、エネルギー消費も増えている国々に対してどう移転して、日本だけではなくて世界全体の省CO₂に貢献するか。当然、これは単にいわゆる慈善活動でやるのではなくて、日本の今後の新しい経済活動の大きな1つの成長分野、こういった観点も含めてどう移転していくか。

もう一言言えば、先進国と言われている国々の中でも、いわゆるエネルギー原単位で見れば、はるかに劣った国々があるわけがございますから、発展途上国のみならず、そういった先進国に対してどう将来の日本の新しい活動分野として打って出るか。こういった議論も意味がある議論なのかなと思いました。

以上、たまたま幸い7つになったわけでございますが、そういった観点でぜひこの場で有益な議論を重ねていただきまして、実効ある環境政策を展開していきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

【事務局】 ただいま大臣官房、〇〇審議官が参りました。

【審議官】 〇〇でございます。よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、建築環境部会の方へ入らせていただきますが、建築環境部会につきましては、現在、部会長が決定されておられませんので、部会長の互選をお願いしたいと思っております。社会資本整備審議会第7条第4項によりますと、部会長は委員の互選により選任することになっておりますが、いかがでございましょうか、どなたか。お願いいたします。

【委員】 〇〇委員をお願いしてはと思っておりますけれども。

【事務局】 ただいま〇〇委員より〇〇委員をお願いしてはどうかというご発言がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。それでは、〇〇委員に部会長をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

〇〇委員、部会長の席の方へお移りお願いいたします。それでは、〇〇部会長、ごあいさつをお願いいたします。

【部会長】 では、ご指名によりまして部会長を務めさせていただきます。本日は皆様、お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。この部会、前の省エネ部会から引き続いてお願いしている委員の皆様、あるいは今回新たに建築環境部会の委員に

お入りいただいた方、皆様、よろしくお願いいたします。

さて、本日の議題でございますが、2つございます。1つは、9月1日に国土交通大臣から諮問がなされ、社会資本整備審議会の建築分科会に付託されております。その諮問の中では、低炭素社会、持続可能な社会の実現に向けて、個人の生活から都市の活動までを視野に入れた中長期的視点に立った環境対策のあり方について検討を行うことが求められております。

また一方、さきの通常国会におきまして省エネ法が改正されております。この住宅や建築物の所要の対策を着実に進めていくためには、省エネ法に基づく省エネ判断基準についても改正を行う必要がございます。直ちにに取り組むべき課題として、この省エネ判断基準、これは大変スピードが求められておりますので、当部会でも審議を行う必要があります。それで、この省エネ判断基準につきましては、当部会に小委員会を設けて、そちらで専門的な内容を詰めて審議するというにしたいと思っております。

当部会におきましては、先ほど局長の方から7つの課題、ご提示がございましたけれども、この7つの課題を部会を中心に中長期的視点に立って環境対策のあり方について検討を行いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、議事の進行につきまして、部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 ただいまのは部会長としてのあいさつでございます。これから改めて議事の進行に入るわけでございます。社会資本整備審議会建築分科会第1回建築環境部会、当部会を開催させていただきます。

まず、当部会の部会長代理を決めておきたいと思っております。この社会資本整備審議会令第7条第6号によりまして、部会に属する委員のうちから部会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。〇〇委員に部会長代理をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【委員】 はい。

【部会長】 それでは、事務局から省エネルギー判断基準小委員会の設置、これについて説明をお願いします。

【事務局】 では、事務局より小委員会の設置につきましてご説明させていただきます。先ほど部会長のごあいさつにもございましたように、省エネルギーの判断の判断基準をつくるための小委員会が必要でございますが、小委員会の設置に当たりまして、まずこの設

置にかかります当部会の運営規則を定める必要がございます。事務局の方で案をつくらせていただいておりますので、ご説明させていただきます。資料は資料2であります。

資料2、お手元、ごらんください。小委員会の運営そのものにつきましては、審議会令等で決まっておりますが、小委員会の設置につきましては、ここで初めて部会長において定めていただくものとなります。中身でございますが、まず、小委員会の設置第1条、建築環境部会長が必要があると認めるときは小委員会を設置して調査審議させることができる。

第2条、小委員会の委員でございます。小委員会に属すべき委員とは、建築環境部に属する委員等のうちから建築環境部会長が指名する。「委員等」と書いてございますのは、委員、それから、臨時委員、専門委員の皆様方を指しております。

第3条でございます。委員長でございます。小委員会は委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから建築環境部会長が指名する。2項、小委員会は小委員長が招集する。3項、委員会は小委員会を招集するとき、あらかじめ会議の日時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。4項、委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員のうちから建築環境部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。5項、委員長は調査審議を終了したときは、速やかにその結果を建築環境部会長に報告するものとする。

第4条、議事。小委員会の議事については、社会資本整備審議会令運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において運営規則第4条及び第5条中、「会長」とあるのは「委員長」、運営規則第4条から第6条までの規定中、「審議会」とあるのは「小委員会」と読みかえるものとする。附則、この規則は、平成20年9月26日、本日から施行する。

以上でございます。

引き続きまして、この規定に基づきまして小委員会の設置につきましてご説明申し上げます。資料3をごらんください。表題、「省エネルギー判断基準小委員会の設置について(案)」と書いてあるものでございます。若干お時間をいただきまして、読み上げさせていただきます。

目的でございます。社会資本整備審議会建築分科会住宅・建築物省エネルギー部会において、本年2月に取りまとめられた「住宅・建築分野における省エネルギー対策の方向性について」を踏まえ、第169回通常国会に提出され、成立した「エネルギーの使用の合

合理化に関する法律の一部を改正する法律」は、本年5月30日に公布され、平成21年4月1日から施行される。

地球温暖化対策の一層の推進のため、住宅・建築物における省エネルギー対策の強化を図る上で、この改正省エネ法の施行に万全を期する必要がある。特に、今般の省エネ法の改正を受け、円滑かつ効率的な施行を図る観点から、「建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」について見直すとともに、新たに「住宅事業建築主の判断の基準」を策定する必要がある。

これらの基準の策定及び見直しに際しては、建築環境部会において引き続き調査審議を行うこととし、専門的な検討を行うため、「省エネルギー判断基準小委員会」を設置することとする。

なお、これらの基準は、国土交通大臣及び経済産業大臣が定めるものとされていることから、経済産業省資源エネルギー庁に設置された総合資源エネルギー調査会と連携して、調査審議を進めることとする。

2. 検討事項。(1) 今般の省エネ法改正を受けた次の基準、指針の見直し。①建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築主の所有者の判断の基準。②住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築主の所有者の判断の基準。③住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針。
(2) 特定住宅の性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準の策定。

3. 検討体制。総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会住宅・建築物判断基準小委員会及び社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会省エネルギー判断基準小委員会の合同会議により検討を行う。でございます。

次のページにスケジュールを書かせていただいております。2枚目であります。本日でございますが、本日、お認めいただいた場合には、第1回合同会議を、次に10月31日に第2回合同会議をしていただき、下のところに3行ございますが、最後の締め切りでございますが、この法律の施行が平成21年4月1日でございます。それに向けまして、パブリックコメントの後、12月上旬に合同会議を開催していただき、12月下旬に告示の公布というスケジュールでご検討いただくことを事務局として提案させていただいております。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

今ご説明いただきましたように、日程を含めて予定がございましたが、来年の4月から
の施行ということで非常に作業のスケジュールがタイトになっております。この辺も含め
まして、ただいまのご説明に関しましてご意見、ご質問がございましたら発言をお願いし
ます。

【委員】 検討事項の（１）のところの「建築主の所有者の」というのは、これはどう
いう意味ですか。

【事務局】 すみません、誤字でございます。「建築物」でございます。失礼いたしまし
た。

【委員】 ああ、建築物。

【部会長】 最初の「主」が「物」の間違いですね。

【事務局】 失礼いたしました。「主」が「物」で、間違えてございます。後ほどまた改
めて正しいものをお届けさせていただきます。大変失礼いたしました。

【部会長】 ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、先
ほど申しましたように、ややタイトな日程でございます。パブリックコメント等の問題も
視野に入れて設置させていただきます。

なお、小委員会の委員は、建築環境部会運営規則により部会長が指名することになって
おります。資料3の3枚目をごらんください。この当部会の所属委員から、資料3の3枚
目でございますように、省エネルギー判断基準小委員会の委員を指名したいと思います。
ここに名前のある先生方、よろしくご協力をお願いします。

次に、事務局から、きょうのメインの議題でございます中長期視点に立った住宅・建築
物における環境対策のあり方について、説明をお願いします。

【事務局】 では、ご説明させていただきます。資料4-1、4-2、4-3を用いま
してご説明させていただきます。まず、第1番目に資料4-1でございますが、諮問でご
ざいます。これは去る9月1日に国土交通大臣より社会資本整備審議会会長へと諮問され
たものでございます。一番下のところに1行ございますが、先ほど来出ております中長期
的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方でございます。

2枚目の方をごらんください。この諮問の理由でございます。少々長うございますが、
読み上げさせていただきます。

地球温暖化問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、世界全体
が危機感を共有して、温室効果ガスの大幅な排出削減に取り組む必要がある。我が国は、

「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減」することを提案しているが、この目標達成のためには、我が国は2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減を行う必要があり、地球温暖化対策の取り組みを抜本的に充実・強化していかなければならない状況にある。

こうした中で、住宅・建築物を利用することによる二酸化炭素排出量は全体の約3分の1を占めることに加えて、住宅・建築物は一度建築されると長期にわたって使用され、影響をもたらすものであることから、中長期的視点に立った地球温暖化対策として、住宅・建築物における取り組みは極めて重要な役割を担っている。

京都議定書の6%削減約束の確実な達成のため、これまで住宅・建築物においてはエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正をはじめとした対策の強化を図ったところであるが、低炭素社会づくりに向け、さらなる長期的、継続的な取り組みのあり方について検討に着手する必要がある。

また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、地球上の有限な資源を浪費し、健全な物質循環を阻害するなど地球環境に大きな負荷を与えており、環境制約等の中で、循環型社会への転換が求められている今日、生活の基盤であり、都市の主要な構成要素である住宅・建築物について、長期にわたり使用可能な質の高いものの整備・普及を進め、環境負荷の低減に貢献する取り組みを推進する必要がある。

このような状況下において、低炭素社会、持続可能な社会の実現に向けて、個人の生活から都市の活動までを視野に入れた中長期的視点に立った環境対策のあり方について検討する必要がある。これが諮問を行う理由である。

でございます。こうした理由に基づきまして、9月1日に審議会に対する諮問が行われまして、資料4-2でございますが、社会資本整備審議会の会長より、建築分科会の村上周三分科会長の方に、この検討の付託があったわけでございます。20年9月1日付国住生第121号により当審議会に諮問された「中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について」は、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会建築分科会に付託します。となされたところでございまして、その検討を行うため、本部会が設けられたものでございます。

内容につきましては、あまりお時間がございませんので極めて簡単にではございますが、資料4-3に基づきましてご説明させていただきます。

先ほど来、住宅局長よりもごあいさつさせていただきました。また、部会長からもごあ

いさつがございましたが、資料4-3の上の方に緑色の枠が3つございます。大きな要素といたしまして、第1に一番上の箱であります。低炭素社会を目指すという中で、具体的には2050年までの中期目標として、現状から60～80%の削減を行う必要があるということがうたわれてございます。これはもちろん我が国全体でございます。

真ん中の欄でございますけれども、建築物につきましてはCO₂の排出量、これが全体の約3分の1、我が国全体の3分の1を占めております。それから、住宅・建築物は一旦つくられますと、数十年から100年を超えて使われるというものでございますので、その影響も蓄積していくと非常に大きくなる。こうしたこともございまして、中長期的に考えることが大切。

3番目の箱でございますが、社会全体のストック化でございますが、特に住宅・建築物につきましては、「つくっては壊す」という資源の浪費、産業廃棄物の発生抑制、あるいは資源循環利用という観点から環境負荷を低減させたストック型社会への転換ということが課題となっております。矢印がございまして、この諮問となったわけでございます。

諮問の下に3つのテーマが書いてございますが、次のページにもう少し細かく書いてございまして、第2ページをごらんください。第1の点でございますが、住宅・建築物のライフサイクルを通じた環境対策のあり方というテーマでございます。住宅・建築物の長期使用を前提に建設して、使用段階を経て解体に至るまでのライフサイクル全体を通じてのエネルギーの効率的利用、あるいはCO₂排出量の削減等の総合的な対策という視点が1つ。

真ん中の欄でございますが、住宅・建築物におけるエネルギー消費の一層の削減方策のあり方ということで、現在はエネルギーの使用の合理化ということを進めてきてございますけれども、建築物の外皮、こうしたものの断熱性、あるいは設備の効率性の一層の向上、さらには再生可能エネルギーの活用などをあわせて、いわばエネルギー自給型の「ゼロエネルギー住宅」、さらにはエネルギーを他に回せるぐらいの「エネルギー創生住宅」といったものの実現に向けた技術開発や、そのほかの推進方策といった課題でございます。

3番目にありますのが、住宅・建築物の総合的な環境性能評価の推進方策のあり方ですけれども、住宅・建築物に関しまして総合的な環境性能の評価、この対象を建築物の単体から拡大していき、例えば先ほどお話もありましたが、街区とか、さらにはもっと広いエリア、都市といったものへと拡大していく。それから、その活用というもの、情報をきちんと図り、かつそれを消費者の方々へもお伝えしていくというようなテーマ、こう

かたテーマ群が、今は3つにまとめさせていただいておりますが、先ほど局長からは7つの仕切りでまたお話がございましたけれども、いろいろな観点から中長期的な対策をご検討いただきたいということでございます。

次のページに若干のデータを入れてございます。3ページ目のグラフでございますが、大きく分けたいろいろな分野ごとのエネルギー起源CO₂の排出の状況であります。一番左側が1990年でありますから、京都議定書の基準の年になりますけれども、そこが一番上の産業部門、やや右、5分の1ぐらいのところに数字が書いてございますが、これは2006年時でありまして、産業部門で4億6,000万トンほど。その次の緑色が運輸、これは自動車ですとか、鉄道ですとか、飛行機ですとか、運輸部門から出ておりますが、2億5,400万トン。

次の業務その他、その下の家庭部門というのがこの建築、住宅と深くかかわるものでございまして、業務その他部門は百貨店ですとか、事務所ですとか、病院ですとか、住宅ではない用途から出されているものですが、2億2,900万トン。家庭部門で1億6,600万トンが2006年の段階で出ております。この2億2,900万トン、1億6,600万トンを合わせますと3億9,500万トンになるのですが、これが、この数字を全部足し合わせますと、実は1億8,600万トンになっておりまして、ちょうど33.3%、ぴったり3分の1でございます。この業務その他部門、家庭部門、この3分の1を占める割合。

それから、グラフを見ておわかりのとおり、先ほどの局長のあいさつどおり、増加傾向にございまして、2005年からは若干下がっておりますけれども、増加傾向にございまして、これから大幅に努力していかなければいけないという状況にございます。

エネルギーのCO₂の排出状況は以上でございます。

次のページにございますのが先ほど来申しております2050年までのということについての位置づけであります。低炭素社会づくり行動計画がこの7月29日に閣議決定されておりますが、その中で我が国の目標として赤字のところでございますが、2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量半減。次の赤字でございますが、日本としても2050年までの長期目標として現状から60から80%の削減ということとされております。

次のページでございますが、足元の取り組みであります。1つは赤字のところでありまして、第1にございますようにエネルギーの使用の合理化に関する法律の改正。省エネ法の改正であります。これにつきましては、これまで基準を示し、かつ2,000平米

以上の大きな住宅や建築物につきましては、使用エネルギーに関する取り組みについて届け出を出していただくのが義務でございます。これにつきまして改正後の方でございますけれども、右側の方でございますが、大規模な建築物については、これまで届け出が義務だったことに加えまして、指示、さらには命令、罰則といった形での担保措置の強化を行っております。

あわせて第2行目でございますが、2,000平米以上だったものに加えまして、300平米程度以上のものを届け出の対象とするということで、大幅に対象の領域を拡大していきたい。3番目に住宅を建設し、販売する事業者と、簡単に言いますと建売業者による住宅の性能向上の促進にかかわる措置ということで、いわゆるトップランナー方式と言われている方法を使いまして、たくさんの建売住宅をつくる方々に良質な省エネルギー性能を持った住宅を供給していただくように誘導していくというものでございます。

さらに、先ほど来出ておりましたが、住宅・建築物の性能の表示、これについての推進をさらに進めていくというものを加えていっているものでございます。

第2番目に予算関連でございます。これも局長のあいさつの中で既にございましたが、本年20年度より国費50億円、全く新しい事業でございますが、住宅・建築物省CO₂推進モデル事業ということで、先導的、モデル的になるような事業に対しまして、民間の事業者の取り組みに対して国が直接助成をするという仕組みで進めてきております。

それから、2つ目の箱の3番目でございますが、中小事業者による住宅・建築物に係る省エネ対策の強化と書いてございますが、これも先ほどあいさつの中にございました。現場できちんとその技術が生かされるということは大切でございますので、新たに20年度は国費3億円組みまして、そうした部分にも力を入れるようにしてきているというところでございます。

また、最後の箱でございます。3番目でありまして、住宅・建築物につきましての省エネルギー促進の税制ということで、20年度に住宅に关します省エネ改修促進税制の創設など、税制につきましても充実・強化を図りまして、この京都議定書にらみという形で進めている部分でございますが、一番下でございますように追加対策として2010年度、約200万トンのCO₂削減を図れるということとしているものでございます。

次のページがさらに来年に向けて、これも足元でございますが、直近の来年に向けた要望等でございますが、1つは税制、上でございますけれども、ちょうど住宅税制全体が20年、節目になっておりまして、21年から新たな税制の要望をさせていただいております。

すが、長期優良住宅、長持ちする住宅、あるいは一定の省エネ住宅に関します住宅ローン減税、これの延長及び拡充などをお願いしている。

また、真ん中でございますが、良質な住宅への投資を促進するための緊急措置としての長期の優良住宅の取得、あるいは既存住宅の質の向上に関するリフォーム、省エネ改修などがそういうものとして想定されるわけですが、こうしたものについては投資減税型措置の創設ということで、ローン型ではなく、投資したものに着目した減税というものの創設をお願いしている。また、既存住宅における省エネ性能向上のための省エネ改修促進税制というのは、今年の税制としてできたばかりでございます。これについても税制をお願いしている。

また、予算面では、先ほどの省CO₂推進モデル事業につきまして、1行目の後ろ半分でございますが、倍額の100億円を予算要求しております。また、前半分でございますが、超長期住宅先導的モデル事業、いわゆる200年住宅と呼ばれている住宅をモデル的に推進しているものでございますが、これにつきましても大幅な予算の拡大をお願いしている。あわせて、次世代の低炭素型の住宅・建築物の評価方法の開発、あるいは優良住宅の取得の支援という形での融資に関する支援といったものなどを21年度は予算要求として要望しているところでございます。

最後の部分でございますが、次のページでございます。建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)の開発につきまして、2枚ほど資料をつけさせていただいております。実はこれまでの手法群の中心にございましたのは、先ほどの局長のあいさつにもございましたが、やはり規制という手法、広い意味での規制というような手法、それから、補助、あるいは税を中心とするインセンティブの手法でございましたが、特に見える化、よくわかってもらう、知っていただくという、極めて重要でございまして、かつそうしたものが市場マーケットの中でも使われていくということが極めて効果的であります。そうしたものの1つの核になりますものが、その評価のシステムでございます。

この評価のシステムにつきましては、部会長のご指導のもと、箱書きの最後に2001年からと書いてございますが、ここ10年弱ほど産官学の一体的な協力によりまして研究を進めているところでございます。下の方に簡単に概念図が書いてございますけれども、建築物の、あるいは住宅の役割といたしましては、当然に使う人、あるいは住む人に対する環境サービスがよろしくなくてははいけない。一方で、当然ながら膨大なエネルギーや資源のむだがあっては当然いけないわけでございますので、下の図の真ん中のところに○が

2つあって、上に緑、下に赤の○がございいますが、環境品質と環境負荷、この2つを比であらわすということにより一元の数字としてわかりやすく表示するというシステムの開発を進めてきているところであります。

右側に評価結果の1つのイメージが書いてございいますが、比でとりますので、当然ながら傾きが高いほどいいものになるということで、5つの分類、SからA、B+、B-、Cという形で傾きにより5つの分類。さらにSクラスである以上は一定程度以上の性能が必要ということで下が切れておりまして台形の形になっておりますが、このような形で建築物を総合的に、省エネルギーだけでなく、いろいろな観点から総合的に評価するシステムがつくられておりまして、実用段階として今普及を進めながら、同時にその開発も進めているところでございます。

最後のページでございいますが、このCASBEEというシステムが現在どのように使われているかというのをご紹介しております。1つは、評価することそのものやっってくださいという形で、下に括弧書きの中に名古屋市、大阪市と並んでございいますが、①でございませうけれども、建築に先立ちまして、こうした評価をしてそれを公表するというを条例等によりまして政令市や県などで既に取り組みが進められているところでございます。

また、真ん中の段でございいますが、川崎市などではマンションの広告の中で評価を出してくださいということを義務化していたり、さらに3つ目の●でございませうけれども、インセンティブの付与という形で、例えば総合設計のような形での容積率インセンティブを与えるに当たり、環境性能がいいということを見ていくようにしていたり、あるいは一番下のポツでございませうけれども、川崎市などでは金融機関と連携した優遇というような形での市場メカニズムの接続というものも今始まっているところでございます。

こうした状況の中で冒頭にご説明いたしましたような形で、この諮問に対し、中長期的視点に立ったご検討を進めていただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

【部会長】 ○○課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いします。きょうは第1回でございまして、今の資料にかかわるご発言はもちろん結構でございませうけれども、それ以外でも、先ほどの局長のご提案を含めて幅広くご意見を承りまして、今後の委員会の運営に反映させていきたいと思っております。よろしくご発言、お願いいたします。

ないようでしたら、一言、私から、資料4-3の5ページ、真ん中あたりに左側が現行で、右側が改正後となっておりますね。改正後の2行目の中小規模300平米というのは、この300というのは、こういう正式の書類に出たのは初めてなのか、これはどこかで決まりましたか。

【事務局】 ご指摘のように、この300平米以上にするということは政令で定めるべきものとなっております。また政令が定められておりませんので、私どもとして、この300平米という原案で、政府で決定していただくように今準備しているというものでございます。内容的にはこの数字でまいりたいと私どもは考えております。

【部会長】 こういう公式文書に出たのは、いろいろなところで口頭ではあったけれども、多分、初めてですよ。

【事務局】 広い意味では初めてなのですが、前回の分科会でこの部会をおつくりいただいたときの資料で初めて数字をこの形で出させていただいております。それを受けて本日の資料となっております。

【部会長】 はい。ありがとうございます。

【事務局】 部会長、すみません、今、〇〇委員がお見えになりましたので、ご紹介いたします。〇〇臨時委員でございます。

【委員】 おくれて申しわけございません、〇〇でございます。

【部会長】 どうぞ。〇〇委員。

【委員】 質問というか、最初の局長の冒頭のごあいさつの中で④番目に新しい政策手段ということで、キャップ・アンド・トレードとか、あまり国交省関係では苦手とするような分野のお話があったかと思えますけれども、その話というのはこの資料4-3ではまだ反映されていないのかなということは、これは当然そうかなと思うのですけれども、特に資料4-3というのは、ずっと国交省というか、住宅局が今までやってきたことと、その延長しか僕には見えてこないのですけれども、そういう意味で先ほどの局長のごあいさつの新しい政策手段というのは新鮮な感じがしたのですけれども、そのあたりというのはどんなふうにしてこの諮問の中でやっていって、それを形にしていくのかって、何かそういうイメージがあれば、もう少し詳しく紹介していただきたいなということです。

【部会長】 どうぞ。

【事務局】 あまりこちらでイメージをという形では多分ないのかもしれませんが、中長期的視点に立ってございますので、当然ながら、ここは議論する、ここは議論しないと

ということではなくて、建築、住宅を環境的にいいものに、あるいは省エネルギー的にいいものにしていくための手段群については、非常に多方面でご検討願えればと思っております。

実は今、3つのテーマを言って、最後の3番目は総合的な環境性能評価の推進方策のあり方と書いてございますけれども、新しく出てくるような手法群は、1つ、こういったところを土俵に置きながらというんでしょうか、考えていただくのかなと思っております、1つは消費者への情報の提供というような話、あるいはマーケットの中での活動、マーケット・トランスフォーメーションという形で言われているかと思いますが、そこら辺も含めて検討の中には当然入れていただきたいと思っております。

今すぐにこういうふうにするべきであるという結論がある話では多分なくて、世の中全体、特にキャップ・アンド・トレードなどにつきましては、それ自体がまたどのような形ということも議論されるべき時期に多分あるんだろうと思っておりますが、いろいろな経済、あるいは市場メカニズム誘導手法はこれからどんどん充実してくると思われまますので、そうしたものも予見しながら、そうしたものへどういう対応をしていくことが建築、住宅分野としてはふさわしかろうかというあたりをいろいろな面からご検討いただければというのがこちらからのお願いでございます。

【部会長】 一言補足させていただきますと、決まっていますのは、この「中長期視点に立った」ということぐらいで、今、局長のお話を含めて〇〇委員がご指摘された政策手段も、当然、これ、やるべきで、予算の資料が3つあるのは、別にこれはまだ事務局のご提案ということで、これ以外はやってはいかんということではなくて、先ほどの局長の話、改めて何か検討しなければいけない。いろいろいっぱい言いましたから、都市の話とかです。だから、そういう意味では、この委員会の仕事はかなり多くなる可能性がございます。

それからもう一つは、海外を含めて、このサミットが終わってからもものすごく急速に転換しております、そういう中長期的にどこまでやるかということはかなりしっかりやる必要はあると思います。

どうぞ。

【委員】 今の〇〇委員からのご質問にも関連するかと思いますが、局長は規制という言葉と同時にセクター別ベンチマークのようなお話をなさったと思うのですが、これはご案内のように経済産業省の方でも業務部門の基準をいろいろ議論する場合に、例え

ばビルですと床面積当たりであるとか、例えばですよ、まだ決まってはいませんが、あるいはそういった形で基準を検討しようという動きがありますから、多分、そういったことが入ってくるのではないかと私は理解しました。キャップ・アンド・トレードまではいかないので、多分、その原単位の評価の基準としてセクター別にベンチマークを設けるといったときに、こういったことが議論されるのかなという理解をしました。

もう1点、少し気になりましたのは……。

【部会長】 ちょっと待って、今の、局長はキャップ・アンド・トレードのことは出しただけですよ。だから、あなたのおっしゃっていることは……。

【委員】 向こうでは。

【部会長】 いやいや、局長は出したということ。

【委員】 こちらからね。

【部会長】 局長はさっきのお話で。

【委員】 ああ、そうですか。経済産業省の方では、私どもの方ではそういうことは。

【部会長】 いや、そちらじゃなくて、こちらの方でね。

【委員】 こちらね。はい。

【部会長】 ええ、そうです。

【委員】 もう1点は、トップランナー方式というお話が出まして、これはご案内のように、これも家電製品等でこういう方式で今進めているわけですが、家電製品等の場合には量産型で市販されているということが1つの基準で、その中で一番効率が高いものをトップランナーと言っているわけですが、建築の場合には特注型、注文型のシステムですから、トップランナーということをやりますと限りなく上がってしまうというので、この辺の言葉の使い方と理解のされ方にギャップがあるといけないと思いますが、多分、そういうことも議論されていると思いますけれども、若干、家電製品等とは違うのかなという理解をしたのですが、それでよろしいでしょうか。

【部会長】 これから、そちらの話は先ほどの小委員会の方でやるとは思いますけれども、少なくとも既に先行しているトップランナーという言葉と社会的に誤解とか混乱が生じないような配慮をしながら進めたいと思っております。ありがとうございます。

どうぞ。

【事務局】 先ほど資料を説明させていただきました。それで、今年度の施策、あるいは来年の施策をご説明させていただきましたけれども、部会長がおっしゃるように、これ

は今年、あるいは来年という足元に、かつやり方がわかっているものだけを書かせていただいております。

これはごらんのように、まさに規制とインセンティブでございますから、こういった旧態依然たる手法だけではマーケット全体への影響は十分ではないのではないだろうかという問題提起をこちらからはむしろさせていただいているつもりでございます。こんなことは今年、来年ぐらいでこういうことをやりますが、中長期的にもっといろいろな観点からご検討いただければという形で少しつけさせていただいているということで、このついでにものにあまりとらわれずにやっていただけるとありがたいなことだけ、資料の意味づけということでご説明させていただきます。

【部会長】 今の中長期ということで一言補足させていただきますと、例えばイギリスなどでは、2016年から19年ぐらいをめどにあらゆる住宅を全部、ゼロエネルギー、カーボンニュートラルにするのを基準法で決めるというようなこと、それは既に政府のホームページに出ているというんですね。ということで、ですから、中長期的にやっぱり、その辺まで踏み込んだ議論も必要であればやりたいと思っております。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ありがとうございます。私は一番専門分野外の、生活者の視点ということで入らせていただいているのですけれども、私は今回のこの検討会の話を知ったときに、これからの日本の住宅、建物、そして地域づくり、都市づくりに大変大きな影響を与える可能性のある重要な会議だと思いました。

それで、やはり2050年、CO₂60から80というのは、目標としてかなり明確な数字が出ていますが、それをどう実現するかというのをみんなが悩んでいる時期ですが、あまりの数字の大きさにどうするんだと思ったときには、市民1人1人の行動だけでは全く無理な話ですので、その暮らしの住宅と、それを集めた地域社会とか、いわゆるオフィスビルとかいろいろなビル、そしてそれを総合するような自治体が将来計画をどう立てるかとか、そういう全体像をかなり明確につくっていくことで、そういう道筋が見えてくるのだと思っています。

それで、今ご説明いただいた資料4-3の2ページに一応、3つのポイントが書いてありまして、先ほど住宅局長から幅広くお話があったのですが、まずこの3つのポイントを拝見したときに、私はこの一番上の住宅・建築物のライフサイクルを通じた環境対策のあり方、これはCO₂というふうに書いてありますけれども、基本的には例えば長寿命設計

の200年住宅とか、そういうのも全部視野に入れた設計、施工、使用、そして廃棄という全体をきちんと見据えた上で、その情報が伝わるようにどうシステムをつくるかということだと思っています。

私はたまたまこの分野で建設リサイクル法の見直しに参加させていただいたのですが、リユースとか、そういうのが大変重要だという話にはなったのですが、まだそういう現状のいろいろなリユースできるような資材がどのくらいあるのかとか、それにどういう性状のものが含まれているかという、あまりそういう研究が進んでいないので、まだあまり明確にリユースなどをリサイクル法の中には入れられないけれども、今後、検討が重要だというふうに入ったんですね。そういうような循環型社会づくりということも視野に入れて、かなりこういうことを考えていくと、これから非常に重要な分野だと思いました。それで、そういうふうな仕組みができたときに、それを消費者にきちんと情報を伝えていただくような形で、それもきちんと仕組みをつくっていただくことで、そういう信頼関係ができてくるのではないかと思いました。

2番目にエネルギーのことが書いてあるのですが、これは今、農林水産省のバイオマスの視点でも経済産業省の方の新エネルギーとか、いろいろな総合的な分野でもエネルギーというのが大変重要課題になってきていますので、ここに書いてある自分たちで自給できるような建物をつくっていくというのは、基本として大変重要なことになってくると思っています。

それで、大きな建物のときには、それなりに大きなことができると思うのですが、個人住宅のときには、その地域でどんな未利用資源が残っているかとか、大きいところもそうですね。その地域でどんな資源が残っているかとか、そういうことと密接に関係してくると思いますので、こういう検討の中に例えばそれぞれの地域の個性に合った検討とか、そういう自治体などと一緒に検討するような、何かそういう仕掛けや、もちろんそういう土地の市民とか、民間の方が集まるような、そういう場づくりというもので将来計画をつくっていくような、そういう動きが必要なのではないかなというふうに見て思っていました。

なお、あと、都市とかそういうのを考えたときに、自然環境の要素をある程度入れて快適な地域につくるとか、そういう要素も入れるとか、その後、例えば交通との連携とか、そのくらいまでほんとうはいった方が非常に明確な将来像ができると思っていますのですが、きっといろいろな政策とつないでそういうことをやっていかなければいけないと思うので

すが、私も何かぜひそういう地域の将来像をきちんとみんなで定量化したり、判断できるような、そういう方向性が提案できればいいなと思っております。よろしく申し上げます。

【部会長】 ありがとうございます。

今の地域スケールで、多分、地域になると当然、民生と運輸なんか絡んでくるわけでございまして、ご提案、ごもっともでございまして、ぜひそういったものの中長期の1つの作業テーマに掲げたいと思います。今、3つ目の枠の、より広範な地域をも視野に入れたあたりに、そういうことは含まれ、事務局は含ませているのではないかと私は想像しておりますが、何かございますか。

【事務局】 あまり資料にはとらわれずにとということではございますが、実は部会長がおっしゃるとおりでございまして、例えば一番下の段のところの真ん中の行ですけれども、「建築物等から構成される街区や、より広範な地域をも視野に入れた」と書いてございます。この広範性はどこまでを広範にやっていくのかどうかということをおもひ事務局の方で予見的に書くのもいかがかということをおこ書いてございますが、町であったり、街区であったり、あるいはもっと広いエリアだったり、いろいろなものがあるのかなということをお少し念頭に置きつつ。

それから、今、ちょうどこの2ページのお話がおございましたので、若干補足的に申し上げますと、例えばライフサイクルを通じた環境対策という中には、先ほどの局長の話にもございましたけれども、木材利用のような原材料、いわゆるその材料が先進する過程、こちらもどこまでライフサイクルを伸ばしていくのかわかりませんが、時間軸、空間軸などにつきましても、もっと広くとっていつてはどうかというような課題があるのではなからうかという形で出ささせていただいておまして、時間軸、空間軸、あるいは手法というものにつきましても、それぞれ中長期でございまして、非常に幅広くご議論いただければなということでおございます。

【部会長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 おくれて参りまして申しわけありませんでした。2つ、ご説明で、中長期だということですので、こういった機会ですので課題を挙げさせていただきたいと思ひます。1つは、〇〇課長からのご説明にもあったように、ハードな建物がこういった課題、特にエネルギーの課題に対して長期間使うので短兵急にはいかないから、今から長期的な視点に立ってやる必要があるということもございまして。それに加えてやはり話題になりましたようなキャップ・アンド・トレードも、じゃあ、明日からやるかということ、そういうわ

けにもいかない。さまざまな制度実行上の準備が必要だと思います。

特に私、重要だと思いますのは、この個々の建物がどれだけ建物のエネルギー使用量というもののインベントリを持っているか。これがないと1つは、そういうキャップをかけられてもどうすればいいかみんなわからなくてお手上げですし、逆に政策当局の方もキャップとしてどういう数字がいいのかというあたりもわからなくて、公平感、不公平感が出てくるかと思imasuので、そういったキャップ・アンド・トレードというものがもしかなり検討課題に上がってくるとすれば、その手前として、じゃあ、どれだけ広くそれぞれの建物、住宅を含めてエネルギーの使用に関するインベントリを普及していくか。これはやって、そもそもそこで気づきがあって皆さん改善していただければいいのですけれども、長期的にはそれがキャップ・アンド・トレードのための地ならしになるかと思imasuので、ぜひ課題に挙げていただきたらと思imasu。

今まで特に住宅関係は、一般の住宅として金融公庫などの融資を通じて、一般的な性能を上げてきたのですけれども、おそらく今申し上げたようなインベントリをつくることというのは、これからは個別の処方せんを書いていくようなことまで踏み込んでいかないと、ここに書かれたような削減が実現しないということもござimasuので、ぜひそういったエネルギー使用のインベントリを何らかの形でつくっていく。しかも、特に中小零細の建物についてはできるだけ自動計測ができるようなシステム開発などもしていくようなことは課題に挙げていただきたらと思imasu。

2つ目は、オーナーと使用者が一体的なものであると、わりと利益相反は起きないのですけれども、典型的なのはテナントビルみたいところでして、一生懸命、箱を提供している貸しビルの事業者がいい性能のものを提供しても、テナントはテナント料を払っているからいいだろうということで24時間営業でサーバを入れて使いまくったときに、じゃあ、そこに出てきているエネルギーの使用量をだれがどう減らしていくか。インセンティブをかけるときになかなかそこが難しい問題が出てきますので、そういう際にいかにテナントの人たちにも省エネルギーのインセンティブを政策上与えていくかということも、ぜひここで課題として入れていただきたらと思imasu。

多分、単一のオーナーの方は、いずれにしても、じゃあ、そういううるさいことを言わないオーナーのところに行きますよでは話にならないので、できればうまいインセンティブをかけて、例えば東京のこの地区で貸しビルを探している人であれば、ほんとうはこの地域であれば必ず負担しないことには、テナントもある程度のある応分の負担をすること

が前提になるようなことが形成されていけばいいのですけれども、そういったことも含めてご検討いただけたらという2点、発言させていただきます。

【部会長】 ありがとうございます。

前半の話はおっしゃるとおり、原単位とか消費量は非常に大事でございまして、まず、家庭と業務に分けて、家庭の方は中上委員のところ随分データをお持ちですけれども、建築学会でもずっと過去五、六年来、極めて大規模な調査をしまいいりました。それから、業務ビルは現在、ここにいるメンバーも随分ご参加いただいていますけれども、国土交通省の委員会で、建築学会も国土交通省の委員会なのですけれども、日本では初めてと言っていいぐらい、非常に大量のデータを収集しておりまして、おっしゃるとおり、とにかく政策デザインのもとになるデータがあまりにもブアでございまして、それも一緒にセットにしながらキャップ・アンド・トレードのような政策デザインは考えていくということになるわけでございます。

ほかにございませんでしょうか。では、〇〇委員。

【委員】 初回ですので基本的なことを確認させていただきたい。諮問文に「中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について」と書いてありますが、この部会において「中長期的」とは、どの程度の時間の長さを意味するのか、共通認識を持ちたい。7月29日の閣議決定では、2050年までを長期的と表現している。また国土交通省としては超長期優良住宅をやっておられる。何年程度を中期、長期と認識して議論をすればいいのか、最初に確認させていただいた方が、今後、議論しやすいと思います。

【部会長】 どうしますかね。今、ここで結論を出すか、次回あたり事務局の方からご提案いただくか。普通、しょっちゅう、例えば環境モデル都市とかでやっていますのは、25年ぐらいまでが中期、50年を長期としていますね。何かございましたら。

【事務局】 実は中長期的と一言で書いてございまして、中期と長期を分けていないのですけれども、1つの足がかりとしては2050年という1つの年度における目標がございいますから、そこまでの道筋という形で一体でとらえていただければいいと実は思っております。その際に、これは中期でこれは長期だと言う必要はないのですけれども、50年後のものを50年後に取り組み始める話ではありませんので、1つのターゲットとしては50年後の世界を見越しながら、これからどういうことをその50年間でやっていくべきかについて、手法群と時間とも合わせてご検討いただいた方がいいのかなというふうに事務局としては思っております。

例えば20年後に何をやって、50年後に何をやるではなくて、今後50年とか、そういう世界をにらみながら、これから我々がやっていくべきこと、例えば来年もう始めなさいという話もあるのかもしれませんが、そうしたものを50年という時間軸の中で自由にご議論いただければという思いでございます。

【部会長】 では、〇〇委員。〇〇さん、ちょっと待ってくださいね。一巡目を一応、優先させておりますので。その次、〇〇委員、〇〇委員の順番で、これ、もしあれだったら、札を立てておいてください。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 2050年まで60から80削減というのは、実は長いようで、ついほんのすぐ先の話だと思います。新築の建物、あるいは大規模修繕でも相当踏み込んだ基準強化といたしますか、削減をしないと現実にはそういうオーダーが2050年に達成できないのではないかなということが危惧されるところなのですが、今回、その中長期という視点が入ったことで、例えば先ほどの部会長にあった2019年までにイギリス政府は全住宅ゼロカーボンとか、少し先の目標を踏まえつつ、直前の目標をどうするかというような形でいろいろな基準類が見直されればいいのかと。そういう議論がなされることが重要ではないかなと、まあ、感想ですけれども、持ちました。

【部会長】 全くそのとおりですね。ある意味ではバックキャスティングで2050年から逆に引き戻してどうかというふうに考えると、決して、40年後ですけれども、そう時間があるわけではないんですね。ありがとうございました。

では、〇〇委員、お願いします。

【委員】 この場は非常に大きな議論をする場だと思うのですが、ここで一定の方向性を出すと、今は分権化の時代ということもありまして、地方自治体、あるいはもう少し小さなところへこれが具体的な施策として降りていくと思うのですが、私どもから見ると、その地域ごとの特性を出すというのは非常に理解はできる場所ではありますが、事業の立場から見ると、その場所、場所によってあまりにも規制の濃さ、内容が違うということが生じてしまうと非常にやりにくいということがあります。手法はよくわかりませんが、この委員会でもやっぱり一定レベルというのをある程度示して、それに準じた格好で地方の特性を出していく。こういったことが必要ではないかなと思えました。

それから、さっき〇〇委員からもお話がありましたけれども、私どもはテナントビルをやっている者なのですが、使う側がテナントだということで、このテナントに対して義務

を課すということになると、これは日本の国内だけだったらまだいいのですけれども、世界的な競争ということを考えると、企業が海外へ出ていってしまうということにもつながりかねないので、この辺も少し、アイデアはないのですが、議論の中には入れていただけたらなと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 初回ということで、いろいろご意見をということですので、漠然とした意見ですが、先ほどの〇〇委員の意見に近いのですが、きょうのメモを見ていますと、例えばエネルギー創生住宅というのが、要は住宅の屋根に太陽光発電でも乗っけてたくさん発電してとか、そういうイメージかと思うのですが、それがほんとうに国のエネルギー政策の中で合っているんでしょうかというのがどうしても引っかかるとか、それから、たまたま今年、ある事情があつていろいろな白書を読みあさったのですけれども、環境白書の中に中都市、大都市、あるいは農村の資源循環モデルみたいなので、都市のイメージが書いてあるんですね。

そのごみをバイオマス利用するとか、大都市では大規模なリサイクル工場をつくるかというようなイメージなのですけれども、そういった住宅建築物単体だけではなくて、資源循環として環境省が思い描いている政策とか、それから、エネルギー政策として経済産業省等が浮かべているビジョンとかというのと、ここで検討するのがあまり齟齬がない、むしろ、そういうのを全部足し合わせた形で、その2050年に持っていけるようなことが必要かと思ひまして、どちらかという、この中長期的という視点に立つということが決まったのであれば、国交省の住宅局の管轄以外のことも含めた政策とこういうふうに合致させていきますというようなイメージがあると、すごく迫力のあるものになる、議論ができるのではないかと感じました。

以上です。

【部会長】 おっしゃるとおりでございます。特にコミュニティとか、都市とかということになると、そもそもこれは住宅局の審議会ですけれども、国交省内のほかの局との調整も含めて、いろいろな他省庁等も含めて調整、連携が必要だろうと思います。

では、〇〇委員。

【委員】 もう皆さんからいろいろな意見を出していただいておりますが、4-3の資料のストック型社会の転換という言葉は、これまでいろいろな機会に聞いています。先ほど

部会長からバックキャスティングというお話もありましたが、ストック型社会への転換を実現するための方法を検討し続けることが重要です。どういったものを残して、どのように新しくつくるものをストック型社会に対応できるようなものにしていけばいいのかというようなことを検討するととても良い機会だと思います。そういうほんとうの意味での中長期のストック型社会実現のための議論ができればよろしいのではないかなと思っております。

【部会長】 世界中、困っているんですね、ストックをどうするか。ここでいい解が出れば世界モデルができるけれども、容易なことではないと思いますけどね。重要さはご指摘のとおりでございます。

では、〇〇委員、どうぞ。一巡目の方、ないようですから。

【委員】 すみません、どうもありがとうございます。先ほど私が将来のイメージのお話をしまして、それに向けて今度、じゃあ、どうやってそういう促進策をするかということを見ると、先ほどのカーボンオフセットの話とか、そういうことでの促進策とかいろいろ、そういうような制度をきちんと入れていく、国内排出量取引を今年の秋か、来年の春ぐらいからきちんとやるというふうに環境省とか経済産業省も言っている時代ですので、そういう動きに対応して明確にゼロカーボン型の建物とか、家とか、そういうものをきちんと出していくというのは大事な時期だと思っています。

例えば個人住宅の場合に、それを消費者が例えばそういうところを購入して入ることでどのくらい、そのときは大変だけれども、その後どのくらいエネルギー的にプラスになる可能性があるのか、それともしばらくは自分の気持ちだけの問題かとか、きっといろいろながあると思うのですが、外国の取材などでは既にカーボンオフセット型の住宅を買って、そういう社会貢献していることをプライドに思っ暮らしているような報告なども、もう取材が出ていますので、新しいそういうライフスタイルを日本の私たち市民にも提示していただくというのは大事な時期だと思っています。

あと、森林の吸収源対策のお話があったのですが、そういうのに関しても例えば木造住宅、ビルと木造住宅と両方のパターンがあると思うのですが、今、たまたま私は新宿にここ30年暮らしているのですが、今、新宿区は大変CO₂を出している大都市としてどう責任をとろうかということで、長野県の伊那市とCO₂連携をして、カーボンオフセット協定を結んだのですが、区民がただ間伐をするだけではあまりCO₂削減にならないというので、伊那の森林をどうやって新宿区内で使ってCO₂の削減を固定化するかという、

今、市民にアイデア募集をしているという、そういう状況なんですね。いろいろな話が今非常に増えてきていますので、かなりこういうことに関しても先進的ないろいろな情報を強く出していくというのは大変重要なときだと思っています。よろしくお願いします。

【部会長】 ありがとうございます。

前半の市民の方、やっぱり6割とか8割とかいうことになると、今までの延長線上の施策だけでうまくいくのかどうか、僕は非常に疑問を持っておりまして、どこかで一緒に痛みを持ってもらわなければいけない。先ほどのイギリスの例でございますと、16年とか19年とか、全部ゼロカーボンに、これは強制するようでございますので、それは相当に国民にも痛みを共有してもらうことを決めているわけでございますね。

ですから、この委員会でも中長期的に、そういう痛みを共有してもらうような仕組みを考えて、急にやるとやっぱり反発が出ますから、今おっしゃったような、そういうものをプライドに思うようなインセンティブをどう与えるかというようなことも検討していきたいと思います。

〇〇さん、どうぞ。

【委員】 この1年ぐらいのオイルの高騰で圧倒的に変わったのは、自動車をめぐる環境かなという気がするんですね。具体的には当然、燃費のいい車とか、技術開発的にはEV、電気自動車が非常に身近なものに迫ってきたということがあると思います。そうすると、今回、住宅・建築物なのですけども、都市のスケールで考えるときには交通体系というのは外せないということで、やはり自動車を巻き込んだ形でどう環境対策を考えるか。ソーラーからEVへとか、燃料電池からEVへ、その辺の視点は非常に重要視する必要がありますのではないか、そんな気がいたします。

【部会長】 おっしゃるとおりで、さっき、〇〇委員からもご指摘がございますし、局長もチラッと言ったんですけども、そういうコミュニティの問題、そのためには1つチームかワーキングをつくって、その交通のシステムと民生エネルギーとをセットにした対話をつくるような作業はぜひやりたいと思います。

〇〇委員。

【委員】 まず1点目、コストという観点を少し意識して考えた方がいいのではないかと考えています。つまり、先ほど出ましたけれども、例えば強制するか、推奨するかは、おそらくこれは法律をつくることはできても、これが実効、浸透していくために、一般国民からすれば、コストという観点が重要だと思っています。環境対策、いいのはわかっています。

も、値段がかかるとできないというのがどうも実態のような気がしまして、コストというのをどう設定していくのかというのが1つ重要な課題かなと思っています。

それから、1つはCASBEEに少し関係するのですが、例えば建物の性能、地域の性能でもいいのですが、いいものは公表はしてもいいのですが、悪いものは悪いのだというふうになにか公表できる制度というものもあり得るのかなと思います。これは先ほどのコストとの関係も当然あるんですけども。

【部会長】 いや、まことにごもつともなご指摘で、かなり多くの自治体がCASBEEで評価してくださいと。それは強制してしまっていて、それは全部Webサイトで公表しているんです。名前がつくかどうかは別としてですね。ですから、やり方によっては決して不可能ではないと思います。それでやっぱり、僕は、今までいわゆるビジュアルイズ、可視化は、いいものを出すという形で、日本の文化で悪い方を出すという、英語で言うとName and shameというんですけども、その文化はなかったんですけども、それも中長期的に、やらずに済めばそういうことはないんですけども、必要性はあるのではないかな。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今、〇〇委員がおっしゃったのでダブることになりますけれども、ユーザーの負担を明確にすべきだと思うんですね。今のところ、ユーザー側からすると、どうしても政府とか、大企業にみんなおっかぶせるということがありますけれども、最終的には全部ユーザーに返ってくるわけですね。税にしても、料金にしても。

【部会長】 そうそう。

【委員】 したがって、コスト・アナリシス的なスタディーをぜひここでやっていただければ、さっきのトップランナーといたって、無制限に金をかければ何でもできてしまうわけで、どの辺がリーズナブルかというのは、1つにはやっぱり、コストというのは非常に大きな判断要因になると思いますから、あまり建築にはなじみにくい部分かもしれませんが、ぜひこういうところでやっていただければと思います。

【部会長】 まことにごもつともです。コストに関しても少しこれから痛みを共有してもらおうようなことをしないと、多分、60とか80とか無理ですよ。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 戸建ての建物を私どもの会をつくっていますので、その辺の観点から少しお願いしたいのですが、建物の性能については、超長期の基準ができて、断熱、気密性能だとかはできたんですね。それに今度はプラスCASBEEみたいな考えですね。環境に対

しての負荷。こいつを確立して、その次に、先ほど車のガソリンの話が出たのですけれども、エネルギーコストってすごいシビアですよ。私も普段うちをつくって省エネルギー住宅を作ると、次にどんなエネルギーを使うかによって消費者の考え方が分かれるのですが、基本的に電気の場合には、夜はじゃんじゃん使って、昼間はなるべく少なくする。これは一般的に主婦が考えている。それで、化石燃料の石油ガスはたいていと何となく後ろめたいというような感じ。

そこで最近出てきたのが木材だとか、植物を燃すというカーボンニュートラルみたいな考えが出てきて、でも、これって最終的にエネルギーの全体の負担をどのくらいできるかという指針というのは意外とないですね。電気なんかも火力の場合と水力、風力、原子力と2つに分かれて、この辺のところをもう少し整理して指標みたいなものを立てていただくと、建った建物のエネルギーを消費者が選択するときに、指針になるのかなと思っています。私はいつも言うのですけれども、性能のいいうちをつくって我慢するのが一番省エネルギーですと言うんですけれども、我慢も限界があるので、指針を出していただければなど思っております。

【部会長】 今の選択の話、ごもっともでございます。少し違いますけれども、国交省のあれでBESTという、Building Energy Simulation Toolというやつで、将来は住宅まで展開したいのですけれども、これは簡単に、〇〇先生と一緒にやっていますけれども、エネルギー消費が推測できるようなツールができつつありまして、それは結果的にそういう予測システムの裏表になるわけでございます。

それでは、〇〇委員、恐縮ですが、これで最後にさせていただきます。

【委員】 2点、ごく簡単に。1つは、皆さんのご発言の中にもカーボンオフセットとか、片仮名でカーボンなんていうのがたくさん出てきているのですけれども、これはきちっと整理しないといけないと思います。建物で直接、そのサイトでCO₂を減らす、あるいはネットで減らすという話から、カーボンオフセットというかなりバーチャルな話まで同じ境界条件の中でするのは具合が悪いですし、これだけCO₂を減らせ、減らせとなると、皆さんどんどんバーチャルな方に逃げて行って、ほんとうに実質的な効果がどこに行っているのかわからなくなる場合もありますので、地味ですけれども、カーボンニュートラルとは何かということについて、境界条件をきちっと引いていくということも必要だということで1点申し上げます。

もう一つは、先ほどの〇〇委員の言葉の中にあつた悪いものを見せるかというのは、こ

それは皆さんなかなかされないとは思いますが、できましたらば、先ほど最初に私が申し上げましたインベントリーをつくって、それが市場の中での評価ということを考えるならば、公表しているものと公表していないものでまずかなり市場での扱いが違って、公表しているものの中で内容がよければ、それがさらに高く評価される。つまり、公表していて非常に性能がいい、公表していてちょっと内容はあれだけれども、でも、公表している。得体が知れないという順番をつけていただくと、まあ、悪いという言い方はできないのですけれども、なるべくそういう情報が行く。そこら辺の工夫をもう少しご検討いただけたらという2点でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

〇〇委員、よろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【部会長】 一通り、きょう皆様から大変、この中長期ということで大きなご意見をいただきまして、ありがとうございます。極めて貴重なご指摘がございまして、多分、これ、これから事務局と相談しますけれども、幾つかワーキングか何かつくって走らせることになるのではないかと思います。

それでは、今後、そのワーキングをどうつくるかというのも含めて、きょうのご指摘いただいた大事な問題も含めて何回か、学識経験者や実務者の方からご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。事務局から何かスケジュールに関してご説明ございますか。

【事務局】 ただいま非常に幅広くご議論いただきました。部会長のご提案どおり、まずは学識経験者、あるいは実務家の方、公共団体の方とかも含めまして、必ずしも建築だけということではなく、必要な学識をお持ちの方々からのヒアリングなどを行っていただきまして、スケジュールのイメージでございますが、おおむね1年程度で中長期的な視点に立った環境に対するあり方の論点整理というものを中間的に取りまとめていただければなどと考えております。テーマにつきましては、部会長とご相談させていただきながら、必要な検討体制、ワーキングというお言葉が今ございましたけれども、そうしたものを組み立てながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。

小一年ということで、大体数カ月で結論を出せというところが多いのでございますけれども、小一年ということは極めて恵まれた日程かと思えます。

それでは、これできょうの委員会を終了するわけでございますけれども、事務局から何かほかにも連絡事項ございますか。

【事務局】 次回でございますが、既に日程をいただいております。10月22日、水曜日の午後1時から午後3時を予定しております。場所はこの場所、11階の特別会議室でございますので、よろしくお願いいたします。

それと、ただいま設けていただきました省エネルギー判断基準小委員会、引き続き開かせていただきますので、ご出席の皆様におかれましては座席を変えますので、席の移動等につきましてご協力をよろしくお願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、本日、長時間にわたるご検討、ありがとうございました。以上をもちまして社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会の第1回会議を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —